

# 橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金のご案内

橋本市への若年層の移住を応援します！！橋本市で新築住宅を取得し、転入された夫婦に補助金を交付します。  
この機にぜひ、橋本市への移住をご検討ください。

## 【対象住宅】

- 平成 29 年 4 月 1 日以降に市内で取得した新築住宅であること。
  - 夫婦双方又はそのいずれかの名義（夫婦以外の者との共有名義では、夫婦の持分が 2 分の 1 以上であること）で所有権保存・移転の登記を完了していること。
  - 住宅の用に供する建物で、床面積（併用住宅においては店舗・事務所等の部分を除く居住部分の延床面積）が 50 平方メートル以上であること。
- \* 新築住宅 建物登記簿の表題部の建築年月日から起算して 1 年を経過しない住宅



## 【対象者】

- 市内に定住する意思のある夫婦
- 夫婦双方の補助対象住宅への住民登録日が、住宅の建築年月日から起算して 1 年を経過しないこと
- 夫婦の双方が平成 29 年 4 月 1 日以降に転入していること（転入前 1 年間は本市に住民登録がないこと。）
- 住宅の所有権保存・移転登記日が夫婦いずれかの転入日後の最初の 4 月 1 日から起算して 3 年を経過しないこと  
※平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日転入の場合は、令和 3 年 3 月 31 日までの登記分が対象です。
- 夫婦（戸籍上婚姻関係のある夫婦）のいずれかが申請日現在満 40 歳未満であること
- 登記の完了した住宅の所在地に住民登録をし、3 ヶ月以上異動をしていない夫婦
- 市税を完納している夫婦
- 過去に本補助金の交付を受けていない夫婦

## 【補助金額・申請受付期間】

登記の日付	補助金額	受付期間
平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日	50 万円	令和 5 年 3 月 31 日まで
平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日	30 万円	

【申請方法】※申請時には、印鑑をお持ちください。

○申請書に必要な書類を添付し、直接下記受付窓口へ申請してください。（郵送による受付は行いません。）

## 【添付書類】

添付書類	取得場所	備考
世帯全員の住民票の写し	橋本市役所 市民課	※補助対象住宅の住民登録日（住定日）から 3 か月以上経過したものを取得してください。 （例、住民日（住定日）R3.2.1→R3.5.1 以降に取得）
夫婦の記載のある戸籍謄本（抄本）	本籍地のある市役所・町村役場など	
建物登記簿の全部事項証明書	和歌山地方法務局 橋本支局	
夫婦双方の市税完納証明書 ※課税がなければ非課税証明	橋本市役所 納税課 もしくは転入前の市役所・町村役場など	※橋本市で課税がなく、転入前の市町村で課税があれば直近の完納証明書もしくは滞納がないとわかる証明書 （※課税がなければ非課税証明書）
夫婦双方の転入前 1 年間の住所が分かる住民票除票等	転入前の市役所・町村役場など	
居住用面積を証明する書類		※併用住宅の場合

\*いずれも発行日から 1 ヶ月以内のもの（除票除く） コピーは不可

## 申請受付窓口・問い合わせ先

橋本市移住相談窓口【橋本市 経済推進部 シティセールス推進課内】  
電話：0736-33-6106（直通） F A X：0736-33-1665  
電子メール：[chiikisn@city.hashimoto.lg.jp](mailto:chiikisn@city.hashimoto.lg.jp)



# 橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金チェックシート

## 【対象住宅】

<input type="checkbox"/>	平成 29 年 4 月 1 日以降に市内で取得した新築住宅である
<input type="checkbox"/>	夫婦双方又はそのいずれかの名義で 1/2 以上持ち分がある
<input type="checkbox"/>	住宅の用に供する建物で、床面積 50 平方メートル以上
<input type="checkbox"/>	建築（新築）年月日から起算して 1 年以内に所有権保存（登記）をしている

## 【対象者】

<input type="checkbox"/>	夫婦双方の住民登録日が、住宅の建築（新築）年月日から起算して 1 年以内										
<input type="checkbox"/>	夫婦の双方が <u>転入前 1 年間</u> は本市に住民登録がない										
<input type="checkbox"/>	<p>住民登録日と登記日が以下にあてはまる</p> <table border="0"> <tr> <td>住民登録日：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月末の場合</td> <td>令和 3 年 3 月末までの登記分</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月末の場合</td> <td>令和 4 年 3 月末までの登記分</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月末の場合</td> <td>令和 4 年 3 月末までの登記分</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月末の場合</td> <td>令和 4 年 3 月末までの登記分</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月末の場合</td> <td>令和 4 年 3 月末までの登記分</td> </tr> </table> <p>※現行：令和 4 年 3 月末までの登記分となっており、それ以降、制度延長となった場合補助金対象となります。（申請日も令和 5 年 3 月末となっているため注意が必要です）</p> <p>※対象となる登記日は、夫婦いずれかの<u>転入日後</u>の最初の 4 月 1 日から起算して 3 年以内</p>	住民登録日：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月末の場合	令和 3 年 3 月末までの登記分	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分
住民登録日：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月末の場合	令和 3 年 3 月末までの登記分										
平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分										
平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分										
令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分										
令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月末の場合	令和 4 年 3 月末までの登記分										
<input type="checkbox"/>	夫婦いずれかが申請日現在満 40 歳未満										
<input type="checkbox"/>	市税を完納している										
<input type="checkbox"/>	過去に本補助金の交付を受けていない夫婦										



ご自身が対象になるかチェックしてみてください。

令和 3 年度作成